



SAYCO

フリーランスの方へ ハラスメント相談窓口のご案内

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）に基づき、当社では、当社の業務委託先である、またこれからなられるフリーランスの方が、当社との業務委託契約の締結または履行にあたり、ハラスメント（または、そのおそれのある場合を含みます）を受けられた場合に、ご相談いただける窓口を設置しています。

ハラスメントに関する相談・苦情は下記窓口まで書面でお申し出ください。プライバシーに配慮し、ご相談・苦情をお受けいたします。また、申し出を行ったことにより、不利益を受けることはありません。

ハラスメント相談・苦情窓口

【ご相談窓口連絡先】

星光ビル管理株式会社 「特定受託事業者ハラスメント相談窓口」

住所：〒541-0041 大阪府中央区北浜 3-5-29 日本生命淀屋橋ビル

- * ご相談に際しては原則としてご相談者様のお名前および連絡先をご明示ください。
- * 匿名でのご相談も受け付けますが、十分な調査やご相談者様の保護及び適切な是正措置を講ずることが出来ない場合があります。予めご理解、ご了承ください。

【ご相談への対応】

- ・ ご相談いただいた内容については事実関係につき調査を行い、調査の結果、是正措置が必要な場合は、迅速に対応を図ります。対応の結果につきましては、ご相談者様に必要な範囲でご報告いたします。
- ・ ご相談いただいた内容および提供いただいた個人情報、正当な理由がない限り、必要最小限の範囲の関係者のみで共有し、各関係者には秘密保持義務を課します。
- ・ ご相談いただいた内容につきまして、調査が必要と判断した場合、関係者への聞き取りなどによる事実確認などの調査を行います。調査を行うにあたり、追加情報をお尋ねする場合があります。
- ・ ご相談を行ったことを理由にご相談者様に対して不利益な取扱いはい行いません。ただし、個人への誹謗中傷、またはその他不正の目的でご相談された場合は、目的外のご相談となりますため、この限りではありません。